宝達志水町立樋川小学校閉校後の利活用事業提案募集要項

１　募集の目的

宝達志水町では、少子化に対応するため、町立小学校５校を廃止し、令和７年４月１日より新たに、相見小学校の校舎を用いて宝達志水町立押水小学校を、志雄小学校の校舎を用いて宝達志水町立志桜小学校を設置することとした。これにより、宝達志水町立樋川小学校（以下、「樋川小学校」という。）は、令和７年３月末に廃校となりました。

町は、『第二次宝達志水町総合計画』『宝達志水町公共施設等総合管理計画』を踏まえ、廃校の建物や敷地等については公有財産の有効活用の観点から企業等による有効活用を推進する。

一方で、小学校は地域住民や多くの関係者にとって愛着のある場であり、地域においては交流の拠点、融和の象徴でもあることから、利活用は住民に受入れられるものであるとともに、地域の発展に寄与するもので有ることが望ましいと考える。

これらの考えを実現するために、町は廃校後の校舎の有効活用に関する事業提案を公募する。この公募は、町民の理解と支持を基盤とし、持続可能な地域社会を目指すものである。

２　施設概要、沿革

（1)施設概要　※詳細については、別紙１「物件概要」を参照すること

　 ①敷地面積：20,064㎡（うち、運動場用地12,167㎡）

　　　　 校　　舎：延床面積2,449㎡・鉄筋コンクリート造・３階

　　　　 食堂棟：延床面積370㎡・鉄筋コンクリート造・１階

　　　 ②その他：職員用駐車場約30台（駐車場については別途協議）

　　　　　　　　遊具（10連鉄棒、雲底、タイヤ、４連ブランコ）

③設備状況：飲用水…上水道

電気供給…北陸電力

ガス供給…プロパンガス

排水施設…下水道

　空調設備（暖房）の状況：

【１階】普通教室、普通教室（特別支援）、保健室、家庭科室、理科

室、相談室、食堂棟に設置。

【２階】普通教室、会議室、校長室兼応接室、職員室、コンピュータ教

室（故障中）、児童会室

【３階】音楽室、図工室、図書室

空調設備（冷房）の状況

【１階】普通教室、普通教室（特別支援）、保健室、家庭科室、理科

室、相談室、食堂棟に設置。

【２階】普通教室、会議室、校長室兼応接室、職員室、コンピュータ教室

【３階】音楽室、図工室、図書室

④耐震状況：耐震診断の有無…有（平成15年８月調査実施）

耐震診断の概要

【校舎棟】Ｘ方向（けた行方向）の耐震性能は劣っており、強度志向

型の耐震補強が必要である。Ｙ方向（張間方向）の耐震性能は優れて

おり、安全である。（平成15年９月実施の耐震補強計画に基づき、平成16年12月耐震補強工事及び大規模改造建築工事施工済。Ｘ方向（けた行方向）の１、２階を鉄骨ブレースにより補強を行った結果、所定の耐震性能が確保され、安全となった。また、Ｙ方向（張間方向）は現況の耐震性能は優れており、安全である。）

　　　　　　 【食堂棟】Ｘ、Ｙ方向共耐震性能は優れており、安全である。

⑤特記事項ア所有権以外の権利に関する事項…なし

イ都市計画区域…区域外、用途指定なし

ウ造成宅地防災区域外

土砂災害警戒区域外

津波浸水想定区域外（平成23年度津波浸水想定区域より）

洪水浸水想定区域に一部該当

エ石綿使用調査結果の記録の有無…有（平成17年12月調査実施）

石綿使用調査の概要…なし

オ食堂棟、図書室は雨量によって雨漏りが生じることがある。

　　　　　　 カ能登半島地震による被害…校舎周り地盤沈下15cm程度、体育館庇破損1箇所、屋外埋設配管漏水1箇所、校舎クラック発生6箇所

※建築士立ち会い（現地確認）により建物の構造に問題がないことを確認。

体育館庇破損1箇所、屋外埋設配管漏水1箇所、落下の危険性のある箇所と段差の解消工事は令和５年度中に実施済み｡

（2)沿革

|  |  |
| --- | --- |
| 年月 | 日 程 |
| 明治25年４月 | 志雄・樋川村組合立尋常小学校創立 |
| 明治25年９月 | 高等科設置 |
| 明治38年３月 | 志雄・樋川両村組合を解散し、樋川尋常高等小学校を設立 |
| 明治39年４月 | 柳瀬尋常小学校校舎と３仮校舎を充てる |
| 明治40年４月 | 樋川村伝染病院を校舎に充てる |
| 明治44年10月 | 新校舎（木造２階建て）落成 |
| 昭和９年４月 | 通学区変更（荻市は志雄小学校へ） |
| 昭和10年４月 | 通学区変更（柳瀬は志雄小学校へ） |
| 昭和16年４月 | 学制改革により志雄町立樋川国民学校と改称 |
| 昭和22年４月 | 学制改革により志雄町立樋川小学校と改称 |
| 昭和24年４月 | 通学区変更（荻島・荻谷・柳瀬・出浜が通学区となる） |
| 昭和30年９月 | 敷波・敷浪が志雄町編入による本校へ通学 |
| 昭和31年６月 | 講堂新築落成式 |
| 昭和55年４月 | 新校舎移転完了 |
| 昭和56年12月 | 水泳プール完成 |
| 平成16・17年度 | 学校施設の耐震補強並びに大規模改造工事及び太陽光発電システム導入事業完成 |
| 平成17年３月 | 志雄町、押水町の合併により宝達志水町立樋川小学校と改称 |
| 平成30年８月 | 太陽光発電システムに係る売電用電力計及び変流変圧器撤去 |
| 令和元年８月 | 空調設備設置 |
| 令和3年1月 | GIGAスクール構想LAN工事竣工 |

３　提案の公募条件

　⑴基本的事項

①当該物件を利活用する者（以下、「事業者」という。）は、地域住民の交流の拠点で

　あることに配慮し、地域防災活動や地域住民の活動など、地域振興に資する場合にお

　いて、可能な限り開放に努めることとする。

また、地域産業の活性化につながるような活用案を盛り込むなど、可能な限り地域貢献に配慮した提案を行うものとする。

②事業者は、地域住民との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や騒音・振動・塵埃・視覚的不快感・悪臭・電磁波・危険物等を発生又は使用しない等、周辺の住環境への影響に配慮するものとする。

③施設整備及び運営にあたっては、建築基準法や消防法等の関連する法令、条例等を遵守するものとし、改修等のために必要な各種法令等に基づき届出は事業者が行うものとする。

④利活用事業提案が採用決定された後は、契約締結までに地域住民を対象とした事業内容等の説明会を開催することとし、地域住民の意見等を十分に聴取したうえで可能な限り事業計画への反映に努めるものとする。なお、説明会の開催日程や場所については、宝達志水町が調整を行う。

⑤契約締結後は、契約の履行状況を確認するため、必要に応じて施設等の使用状況を調査し、または事業者に必要な報告を求めることができるものとする。

⑵施設使用範囲について

　 ①事業提案は、原則、敷地及び施設の一体的な活用を基本とする。

②校舎の一部の教室等（別紙２参照）については、有事の際に、可能な限り開放に努め

ることとする。

　　 ③宝達志水町地域防災計画において、樋川小学校体育館は、町指定緊急避難所（災害の危険が迫った状況で住民が緊急に避難する場所）および町指定避難所（避難住民を一時的に滞在させる施設）となっている。そのため、利活用募集対象施設とするが、有事の際は開放できるように対応したものとすること。

　 ④樋川小学校運動場は町指定緊急避難所、石川県ドクターヘリランデブーポイントとなっている。そのため、利活用募集対象施設とするが、有事の際は開放できるように対応したものとすること。

　⑶貸付に関する事項について

　　①利活用事業の提案条件は貸付のみとする。

②事業提案募集では、地域の活性化、発展に貢献できる事業であることを重視して選定

することとしており、選定された事業者に｢無償｣で貸し付けることとする。

　　③土地や建物の無償貸付の使用貸借契約を締結する際には、地方自治法第237条第2項により、議会の議決が必要であること。

　⑷土地・建物に関する事項

　　①現状有姿での貸付とする。ただし、事業者の提案内容により改修を許容する。

　　②当該施設及び土地は町の普通財産であり、貸付期間は、所要の改修期間を含めて5年とする。

③貸付期間については、双方合意の上、更新できるものとする。

　　④次の行為を禁止する。ただし、選定された事業に反しない範囲において、真にやむを得ない理由があるものとして、事前に町の了承を受けた場合は、この限りではない。

　　　・貸借権を移転すること

　　　・選定された事業に反する地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をすること

・選定された事業に反する使用又は選定された事業以外の使用をすること。

⑤事業者が故意または過失により物件を損傷したときは、事業者は町に対し、損害賠償

を行うものとする。

⑥事業者の責めに帰すべき事由により利用者等の第三者に損害が生じた場合は、事業者が損害賠償を行うものとする。

⑦以下の項目については、事業者の負担とする。

　・契約に要する費用

　・設備の更新費用

　・施設や設備の改修費用（ただし、事業者が自由提案で許容されて行う改修を除き、現状において、最低限の改修が必要と判断される場合は、その費用負担について町と協議するものとする。）

　・物件の設備、これに類する機器、運動場および樹木の維持管理費用（法定点検、清掃等）（表１参照）

　・事業実施のために必要となる施設整備、改修に要する費用（旧学校施設内の内外装・設備の改修をする場合は、事前に町の承認を受けなければならない。）

　・本物件の修繕費用（自然災害等を原因とする修繕費用負担については、協議の上、決定するものとする。）

　・本物件内の光熱水費及びこれに類する費用（表２参照）

　・本物件で発生するごみ処理費用

　　 　・旧学校施設に存在する使用しない備品等の撤去及び廃棄費用

　　 　・本物件返還時に要する現状回復費用

　　 　・その他貸付範囲の使用に伴い発生する一切の費用

　　 　・事業者の責めに帰すべき事由により利用者等の第三者に損害が生じた場合の損害賠償費用

表１　令和４年度年間維持管理項目・費用・点検時期

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 年額（円） | 点検時期 |
| 地下タンク法定点検（H16設置） | 147,118 | 毎年・１１月 |
| 警備業務 | 187,440 | 毎年・通年 |
| 消防設備保守点検 | 44,363 | 毎年・７,２月 |
| グラウンド除草 | 120,049 | 毎年・４,６月 |
| 自家用電気工作物保守点検 | 108,240 | 毎年・通年 |
| 遊具点検 | なし(R3実施済) | 隔年・６月～９月 |
| 飲料水水質検査・貯水槽清掃等業務 | 107,690 | 毎年・８月 |
| プール濾過装置保守点検 | 33,000 | 毎年・４月～９月 |
| 空調設備保守点検業務 | 499,765 | 毎年・８,１１月 |
| 【合計】 | 1,247,665 |  |

表２　令和４年度年間光熱水費

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 年額（円） |
| 電気代　 | 3,319,277 |
| 水道代　 | 622,024 |
| 下水道代　 | 735,196 |
| ガス代　 | 21,120 |
| 灯油代 | 645,449 |
| 【合計】 | 5,343,066 |

表３　令和２年度～令和４年度施設修繕実施内容（主な修繕を抜粋）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 年額（円） | 修繕年度 |
| 樋川小学校中庭陥没ケ所客土補修 | 39,600 | 令和２年度 |
| 樋川小学校プールろ過装置修繕工事 | 1,091,200 | 令和2年度 |
| 樋川小学校屋外階段軒天コンクリート補修 | 88,000 | 令和2年度 |
| 樋川小学校相談室エアコン取替工事 | 143,000 | 令和3年度 |
| 樋川小学校フェンス修繕工事 | 275,000 | 令和3年度 |
| 樋川小学校厨房室エアコン室外機修繕工事 | 880,000 | 令和3年度 |
| 樋川小学校校長室エアコン修繕工事 | 214.500 | 令和4年度 |
| 樋川小学校校長室室外機修繕工事 | 478,500 | 令和4年度 |
| 樋川小学校厨房天井雨漏り修繕 | 95,700 | 令和4年度 |
| 樋川小学校No２受水槽パイロット配管修繕工事 | 184,800 | 令和4年度 |

４　事業提案の要件

　⑴応募資格

　　法人または個人とする。ただし、下記条件に該当する者は応募をすることができない。

　　①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者。

　　②会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者及び第41条に基づく更生手続開始が決定した者。

　　③民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者及び第33条に基づく再生手続開始が決定した者。

　　④破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者及び第30条に基づく破産手続開始が決定した者。

　　⑤会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者及び第514条に基づく特別清算開始命令がなされた者。

　　⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者及びその構成員の利益になる活動を行う者

　　⑦団体等が賦課されている全ての税（国税及び地方税）、その他の町に対する金銭債務について滞納のある者

　　⑧宝達志水町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱（平成17年告示第333号）第2条に規定する指名停止の措置を受けている者

⑨応募書類に不備又は不正のある者

　　⑩その他、活用の実施主体として適当でないと町長が認める者

５　提案募集期間

　　令和７年４月7日（月）から令和７年７月４日（金）まで（必着）

　【想定スケジュール】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内 容 | 日 程 |
| 1 | 募集要項等の公表 | 令和７年４月7日(月) |
| 2 | 応募資格確認受付期間 | 令和７年４月7日(月)～令和７年５月19日(月) |
| 3 | 質問受付期間 | 令和７年４月7日(月)以降、随時 |
| 4 | 質問回答期限 | 質問受付後、10営業日以内に回答 |
| 5 | 見学会 | 令和７年４月23日(水)～30日（水）※土日を除く |
| ６ | 参加資格確認結果の通知 | 応募資格確認受付後、1か月後を目途に通知 |
| 7 | 提案書等の提出期限 | 参加資格確認結果通知後～令和７年７月４日(金)令和６年12月16日(月) |
| ８ | プレゼンテーション | 提案書等の提出期限の１か月後を目途に日程設定する |
| ９ | 審査結果の通知 | プレゼンテーション実施後、１か月後を目途に通知 |
| 10 | 地元説明会 | 審査結果通知後、１年以内に対象校区で実施 |
| 11 | 貸付契約の締結 | 地元説明会終了後、1年以内に締結を想定 |

６　対象物件の見学（現地説明）

　物件見学は上記のとおり実施（予定）する。物件見学を希望する場合は、「現地見学申込書【様式第11号】」に必要事項を記載のうえ、４月18日（金）までに、「15　提出及び問合わせ先」まで電子メール（件名は【小学校利活用事業・見学希望】とすること）で送付すること。 申込書を受付後、見学日を電子メールで通知する。なお、現地見学は任意見学とし、現地集合・現地解散とする。

留意事項として、カメラ等による撮影は認めますが、個人情報等プライバシーに関する情報に配慮をお願いします。

７　応募資格確認申込書類の提出

本募集に応募を希望する者は、参加申込書等を以下により提出すること。

なお、参加申込書受付期間を過ぎての申し込みは受け付けない。

（1)　提出書類

ア　参加申込書（様式第1号）

イ　誓約書（様式第2号）

ウ　企業概要（企業の組織及び所在地、主な業務内容等を示すもの）

エ　最新の定款

オ　身分証明書（法人の場合は、商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

カ　印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

キ　支店等から参加する場合にあっては、委任状（様式第３号）及び営業所一覧表

ク　納税証明書【国税および地方税】（写し可）

　　※ 発行後3か月以内のもの

　　※【国税（消費税及び地方消費税ほか）の納税証明書の種類】

　　　　個人：その３の２、法人：その３の３

ケ　暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（様式第10号）

（2)　提出部数　各 1 部

（3)　提出場所　〒929-1492　石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18番地1

　　　　　　　　宝達志水町企画情報課

（4)　提出方法　持参又は郵送（配達の有無が確認できる郵便に限る。）

※ 持参の場合は土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

8　質問書の提出及び回答

本実施要領の内容について不明な点がある場合、質問書の提出及びそれに対する回答は次のとおりとする。

（1)　提出書類　質問書（様式第４号）

（2)　提出場所　宝達志水町企画情報課　Mail：rikatsuyo@town.hodatsushimizu.lg.jp

（3)　提出方法　電子メール（件名は、【小学校利活用事業に関する質問】とすること）により提出すること。

（4)　回答方法　質問に対する回答は、質問受付後、10営業日を目途に質問ごとに町ホームページで回答する。

９　図面等の貸与申請について

　 図面等の貸与及び複写については、随時、申請を受け付ける。貸与を希望する場合は、

事務局にて借用書に記載された条件に同意のうえ、必要事項を記入し提出すること。 図面等は、１部しかないものなので、利用後は速やかに返却（貸し出し期間は最長で10日間とする） すること。

なお、図面等の複写については、本事業への活用に限り認めるものとし、他の目的で使用しないこと。また、貸出資料で知り得た情報は他へ漏らさないこと。さらに貸出資料を使用する者に対しても、この資料により知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切に監督を行うこと。また、本事業提案が終了した後においても、同様とする。

10　参加資格確認結果の通知

提出された申込書類により本募集への参加資格の有無を審査し、応募資格確認申込書類受付後、１箇月を目途に参加資格審査結果通知書（様式第5号）を郵送で通知する。

11　提案書等の提出

提案書等は次に定めるところにより提出すること。なお、提案数は 1者につき 1 案に限るものとする。

（1)　提出書類

ア　提案書（様式第6号）

イ　事業費概算内訳書（様式第7号）

（2)　提出部数　押印した正本 1 部、副本 20部

（3)　提出場所　宝達志水町企画情報課

（4)　提出方法　持参又は郵送（配達の有無が確認できる郵便に限る。）

※ 持参の場合は土・日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとする。

12　審査・選定

（1)　宝達志水町小学校旧校舎利活用検討審議会（以下「審議会」という。）において、提出書類及びプレゼンテーション等により採点する。

ア　プレゼンテーション及び審査日　提案書等の提出期限の１箇月後を目途に日程設定する

イ　時間及び場所　提案者に対して後日通知する。

ウ　説明時間　提案書等の説明 30 分以内、質疑応答20分の予定。

エ　その他

(ｱ)　提案者が選定委員会に出席できる人数は 3 名までとし、提出した提案書一

　　　式のみを使用すること。内容の変更や追加は認めない。

(ｲ)　説明に要するPCは提案者が持参すること。（プロジェクター及びスクリ

　　ーンは本町で準備する。）

（2)　審査方法

審議会において、提出された提案書等により、別紙３「審査評価基準」に基づき評価する。

全委員の評価点合計の平均が満点の5割以上の提案者の中から、最高点と評価した選定委員が最も多かった提案者を契約候補者として選定する。なお、該当する提案者が複数あった場合は、全選定委員による採点の平均点が最も高い提案者を選定する。複数の同得点者が生じた場合は、それらの提案者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

（3)　審査結果通知

審査結果については、提案者に書面で通知するとともに、町ホームページで公表する。公表事項は契約候補者及び提案者総数とする。

（4)　本結果に関する異議申し立ては受け付けない。

13　契約の方法

（1)　「11審査・選定」において決定した契約候補者とは、事業実施校下での地元説明会を行った後、使用貸借契約を締結する。

（2)　提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本業務の目的達成のため、

必要な範囲において協議により、項目を追加、変更及び削除する場合がある。

（3)　契約候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者と契約交渉を行う。

(4) 契約締結後、物件に数量の不足又は契約の内容に適合しないものがあっても、損害賠償請求、契約の解除をすることができないものとする。

14　著作権及び提出書類等の取扱い

（1)　著作権

提出された提案書及び提案の概要図の著作権は、提案者に帰属するものとする。なお、第三者に帰属する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。

（2)　提案書類等

町は、本募集に関する選定、公表及びその他町が必要と認めるときは、提案者の承諾を得ずに提案書を含む提出物を無償で使用できるものとする。

15　失格事項

本募集の提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

（1)　参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合。

（2)　提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

（3)　提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合

（4)　提出書類に虚偽の記載があった場合

（5)　プレゼンテーションに参加しなかった場合

（6)　審査の公平性を害する行為があった場合

（7)　その他失格とするに足る事実が明らかになった場合

16　提出及び問い合わせ先

〒 929-1492　石川県羽咋郡宝達志水町子浦そ18 番地1

宝達志水町役場企画情報課

電話： 0767-29-8230（直通） FAX ：0767-29-4623

電子メール： rikatsuyo@town.hodatsushimizu.lg.jp

17　その他留意事項

（1)　提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

（2)　参加申込者が本募集に要した経費は、全て参加申込者の負担とする。

（3)　提出された書類は返却しない。

（4)　提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

（5)　参加申し込み後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第9号）を提出するものとする。

（6)　プレゼンテーションでの説明順位は、参加申込書の提出順とする。なお、参加辞退届が提出された場合は、順次繰り上げるものとする。

（7)　参加申込書を提出した事業者が 1 者のみの場合でも、プレゼンテーションを実施し、当該業者の選定の可否を決定する。

（8)　電子メール等の通信事故については、本町はいかなる責任も負わない。

（9)　プレゼンテーションは宝達志水町役場において実施予定であるが、場合によってはリモートによる開催もあり得るため、その場合の準備を行うこと。

（10)　やむを得ない理由等により事業提案募集を実施することができないと認められる場合は、事業提案募集を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該事業提案募集に要した費用を宝達志水町に請求することはできない。

18　様式一覧

　様式第1号　参加申込書

　様式第2号　誓約書

　様式第３号　委任状

　様式第４号　質問書

　様式第5号　参加資格審査結果通知書

　様式第6号　提案書

　様式第7号　事業費概算内訳書

　様式第８号 　参加辞退届

様式第９号 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

様式第10号 現地見学申込書

19　物件概要

(1)建物図面　別紙１のとおり

(2)土地図面　別紙１のとおり

(3)敷地一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地番 | 地目 | 面積（㎡） | 所有者 | 【備考】 |
| 宝達志水町荻島に３０－１ | 学校用地 | 18,103 | 志雄町 | 登記は旧町名 |
| 宝達志水町荻島に３０－４ | 学校用地 | 17 | 志雄町 | 〃 |
| 宝達志水町荻島南３０ | 学校用地 | 45 | 志雄町 | 〃 |
| 宝達志水町荻島南３１ | 学校用地 | 213 | 志雄町 | 〃 |
| 宝達志水町敷波く１－２ | 学校用地 | 1,678 | 志雄町 | 〃 |
| 宝達志水町敷波く１－６ | 学校用地 | 8.87 | 志雄町 | 〃 |
| 【合計】 | 20,064.87 |  |  |

20　避難所学校施設利用計画（建物図面）　別紙２のとおり

【参考】

・宝達志水町立樋川小学校ＨＰ

　https://cms1.ishikawa-c.ed.jp/hikawe/

・宝達志水町地震防災マップ

　<https://www.hodatsushimizu.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/3/4/2531.html>

・宝達志水町土砂災害ハザードマップ

　https://www.hodatsushimizu.jp/gyosei/kurashi\_tetsuzuki/3/4/2193.html

・宝達志水町津波ハザードマップ

　https://www.hodatsushimizu.jp/gyosei/kurashi\_tetsuzuki/3/4/2533.html

・わが家の防災マップ（ハザードマップ）

　https://www.hodatsushimizu.jp/material/files/group/3/02hm.pdf

（別紙３）審査評価基準

【審査方法】

審議会において、提出された提案書等により、下記項目に基づき評価する。

全委員の評価点合計の平均が満点の5割以上の提案者の中から、最高点と評価した選定委員が最も多かった提案者を契約候補者として選定する。なお、該当する提案者が複数あった場合は、全選定委員による採点の平均点が最も高い提案者を選定する。複数の同得点者が生じた場合は、それらの提案者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

【審査事項】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価基準 | 評 価 |
| 基準点 | 評価点 |
| 施設計画に関する事項 | 地域社会、地域経済への貢献 | 20 | 5 |  |  |
| シンボル性 | 5 |  |
| SDGs等の未来への価値創造 | 5 |  |
| 事業終了後の対応 | 5 |  |
| 施設整備に関する事項 | 工程計画、安全計画、振動抑制対策等 | 20 | 5 |  |  |
| 景観や自然環境への配慮 | 5 |  |
| コストの縮減、メンテナンスフリー | 5 |  |
| 多様な世代の利用に対する配慮 | 5 |  |
| 施設運営に関する事項 | 事業運営の独自性 | 20 | 5 |  |  |
| 利用者増加の取組 | 5 |  |
| 情報発信のアイデア | 5 |  |
| 災害時の対応 | 5 |  |
| 維持管理に関する事項 | 施設の管理体制 | 20 | 5 |  |  |
| 各種保守点検業務の取組 | 5 |  |
| コストの縮減、メンテナンスフリー | 5 |  |
| 町との事業負担 | 5 |  |
| 事業収支計画に関する事項 | 事業の収益性 | 20 | 5 |  |  |
| 事業の成長性 | 5 |  |
| 事業の財務健全性 | 5 |  |
| 事業終了時の対応 | 5 |  |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 評価ランク | 評価内容 |
| ５点 | 秀でて優れている |
| ４点 | 優れている |
| ３点 | いくつかの優れている点を認める |
| ２点 | わずかに優れている点を認める |
| １点 | 優れている点が認められない |

（様式第1号）

令和　　年　　月　　日

　宝達志水町長　寳達　典久　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

参　加　申　込　書

　宝達志水町立樋川小学校跡地に関する利活用事業募集につきまして、下記のとおり参加申込みします。

添付書類　　・誓約書（様式第２号）

　　　　　　　　・企業概要（企業の組織及び所在地、主な業務内容等を示すもの）

　　　　　　　　・最新の定款

・業務実績書

・身分証明書（法人の場合は、商業登記の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

・印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）

・支店等から参加する場合にあっては、委任状（様式第３号）及び営業　　所一覧表

・納税証明書【国税および地方税】（写し可）

【　連　絡　先　】

　担当者氏名：

　電話番号：

　FAX番号：

　メールアドレス：

（様式第2号）

令和　　年　　月　　日

宝達志水町長　寳達　典久　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

誓　　約　　書

宝達志水町立樋川小学校跡地に関する利活用事業募集提案について、下記に掲げるすべての項目について事実と相違ないことを誓約します。

記

⑴地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。

　⑵会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者及び第41条に基づく更生手続開始が決定した者でないこと。

⑶民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者及び第33条に基づく再生手続開始が決定した者でないこと。

⑷破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者及び第30条に基づく破産手続開始が決定した者でないこと。

⑸会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定に基づく特別清算開始の申立てがなされている者及び第514条に基づく特別清算開始命令がなされた者でないこと。

　⑹暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号までに規定する者及びその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。

⑺団体等が賦課されている全ての税（国税及び地方税）、その他の町に対する金銭債務について滞納のある者

⑻宝達志水町建設工事請負業者の指名停止に関する要綱（平成17年告示第333号）第2条に規定する指名停止の措置を受けている者

（様式第3号）

令和　　年　　月　　日

宝達志水町長　寳達　典久　様

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

委　　任　　状

私は、宝達志水町立樋川小学校跡地に関する利活用事業提案募集について、下記の者を代理人と定め、宝達志水町との間における下記事項に関する権限を委任します。

記

１　受任者（代理人）

　　住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

２　委任事項

　・宝達志水町立樋川小学校跡地に関する利活用事業提案募集の参加申込みに係る一切の権限

（様式第４号）

令和　　年　　月　　日

宝達志水町長　寳達　典久　様

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

質　　問　　書

宝達志水町立樋川小学校跡地に関する利活用事業提案について、次の事項を質問します。

|  |  |
| --- | --- |
| 質問番号 | 質　問　事　項 |
|  |  |

担当者名：

電話番号：

FAX番号：

メールアドレス：

（様式第５号）

宝企情第　　　　　号

令和　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宝達志水町長　寳達　典久

参加資格審査結果通知書

　先に申込みのありました宝達志水町立樋川小学校跡地に関する利活用事業提案の参加資格審査結果につきまして、下記のとおり通知します。

記

結　　果　　参加資格を有するものと認める（認められない）

（様式第６号）

令和　　年　　月　　日

宝達志水町長　寳達　典久　様

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

提　案　書

宝達志水町立樋川小学校跡地に関する利活用事業について、別添のとおり提案します。

※1添付資料は任意様式（用紙サイズA4）とします

（様式第８号）

令和　　年　　月　　日

宝達志水町長　寳達　典久　様

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

参　加　辞　退　届

宝達志水町立樋川小学校跡地に関する利活用事業提案に参加申込みを行いましたが、下記の理由により辞退します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 辞退理由 |  |

（様式第９号）

暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

　私は、自己又は自社の役員等が、宝達志水町暴力団排除条例に基づく宝達志水町の事務事業等における暴力団排除に関する要綱第２条第５号「排除措置対象者」のいずれにも該当する者でないことを誓約します。

　また、下記役員等名簿に記載した者が、宝達志水町暴力団排除条例に基づく宝達志水町の事務事業等における暴力団排除に関する要綱第２条第５号「排除措置対象者」のいずれにも該当する者でないことを、石川県警羽咋警察署に照会することを承諾します。

令和　　年　　月　　日

宝達志水町長　寳　達　典　久　様

（実印）

所在地又は住所：

商号又は名称：

代表者職・氏名：

記

役員等名簿

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 役　職 | フリガナ | 生年月日 | 性別 | 備　考 |
| 氏　名 |
|  |  | 　Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
| 役　職 | フリガナ | 生年月日 | 性別 | 備　考 |
| 氏　名 |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |
|  |  | Ｔ・Ｓ・Ｈ　　年　　月　　日 |  |  |
|  |

【補足説明】

氏名、生年月日等、この調書に記載されたすべての個人情報は、宝達志水町個人情報保護条例（令和５年条例第１号）の規定に基づき取り扱うものとし、宝達志水町暴力団排除条例に基づき実施する暴力団の排除以外の目的には使用しません。また、宝達志水町がこれらの情報をもとに石川県警羽咋警察署から取得した個人情報についても同様です。

【記入方法等】

１　この名簿には、次に該当する者を記載してください。なお、氏名は正確な字体（旧字等）で記載してください。

　(1)株式会社、有限会社については、取締役（代表取締役を含む）及び執行役（代表執行役を含む）

　(2)合名会社又は合同会社については、社員

　(3)合資会社については、無限責任社員

　(4)社団法人又は財団法人については、理事

　(5)法人については、(1)から(4)までに掲げる者のほか、経営若しくは運営に実質的に関与している者

　(6)法人格を有しない団体者については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に関与することとされる者

　(7)個人については、その者

　(8)支配人を置く場合は、支配人

２　新たにこの名簿に記載すべき者が就任した場合は、遅滞なく本書を提出してください。

|  |
| --- |
| ○宝達志水町の事務事業等における暴力団排除に関する要綱【抜粋】　第１条　この要綱は、宝達志水町暴力団排除条例（平成24年宝達志水町条例第１号、以下「条例」という。）に基づき、町の事務事業等からの暴力団の排除を徹底し、公平かつ公正な町政運営に資するために必要な事項を定めるものとする。　第２条第５号　排除措置対象者　次に掲げるものをいう。　　ア　暴力団及び暴力団員イ　役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等ウ　役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用している法人等エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等オ　アからエまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等 |

（様式第10号）

令和　　年　　月　　日

現地見学申込書

宝達志水町長　寳達　典久　様

住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

宝達志水町立樋川小学校跡地に関する利活用事業提案について、現地見学を申込みます。

１．施設名（学校名）　樋川小学校

２．希望日時

|  |  |
| --- | --- |
| 第１希望 | 令和７年４月　　日　午前・午後　　時　　分～ |
| 第２希望 | 令和７年４月　　日　午前・午後　　時　　分～ |
| 参加予定人数 | 　　　　　　　　人 |

見学可能期間：令和７年４月23日（水）から４月30日（水）まで

※現地見学は任意見学です。学校の都合等により、ご希望に添えない場合もありますので、ご了解ください。

　※申込書を受付後、現地見学日を通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者名 |  |
| 連絡先 | 電話番号 |  |
| ＦＡＸ番号 |  |
| メールアドレス |  |